

施策	具体的な内容	担当課	令和元年度 事業計画	令和元年度 事業実績	5年間の実績を踏まえた課題	今後の方向性	第4次計画における 施策の方向性 (事務局案)
1 広報・ホームページ等を通じた啓発	男女共同参画啓発紙「みんなで一歩」を発行します。	男女共同参画課	・男女共同参画啓発紙「みんなで一歩」を年2回(9月、2月)作成し、町内会回覧、市内関係施設、市内事業所への配布およびイベント開催時に配布し啓発を図る。	男女共同参画啓発紙「みんなで一歩」を年2回(10月、2月)作成し、町内会回覧、市内関係施設、市内事業所への配布およびイベント開催時に配布し啓発を行った。	「みんなで一歩」は町内会回覧、市内事業所、公共施設等への配布をしているが、昨年度実施の市民意識調査(人権センター実施)では、「みんなで一歩」を「いつも読んでいる」4.3%、「時々読んでいる」17.9%、「読んだことがない」70%と読んでいる人が少ない。特に20歳代で「読んだことがない」93.7%と、若い世代に読まれていないことがわかった。	若い世代も含め、多くの市民に読まれる啓発紙にするため工夫が必要。スマートフォンで簡単に見られるようにする等手段の検討をしていきたい。	継続
	「広報くさつ」やホームページ等を通じて条例の周知等、啓発を行います。	男女共同参画課	・広報くさつの特集ページ(8月1日号、11月1日号)に掲載し、市民に啓発を図るほか、ホームページ等により男女共同参画に関する啓発を図る。	男女共同参画に関するお知らせや啓発する事柄を広報くさつ(8月1日号、11月1日号)や市HP、庁内放送、JR南草津駅前電光文字掲示板などに掲載し、市民に啓発を図った。	令和元年9月に実施した男女共同参画に関するアンケート調査で、条例を知っていると答えた市民は43.5%で認知度が低いことがわかった。	継続して条例、男女共同参画週間、女性に対する暴力をなくす運動期間などについての啓発をしていく必要がある。	
2 講演会や講座等の開催による学習機会の提供	男女共同参画セミナーや市民フォーラム、出前講座等を開催し、学習機会の充実を図ります。	男女共同参画課	・男女共同参画に関する学習会や、次世代育成男女共同参画事業として、「デートDV」に「性の健康教育」のテーマを加えて講演会を開催する他、各種出前講座を実施する。 ・ジェンダーに関する学習会を開催する。 年3回(男女共同参画課と関係課で連携し1回、FMくさつのラジオ講座としてコミュニティ事業団と連携して2回開催予定) ・令和元年度で条例施行10周年を迎えることから、今一度条例について周知をし、条例に掲げる施策の推進状況について確認し、さらに進めていくための方策等について検討する場として開催する。	・次世代育成男女共同参画事業 事業名:デートDV防止・性の健康教育 ①7月8日 松原中3年生 130名 ②9月26日 草津高3年生 230名 ・女性のチャレンジ応援塾 ①スタートアップミニセミナー 3回 ②入塾式・交流会 43名 ③起業塾 6回 ④チャレンジ事業(チャレンジショップ) 16名 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止 ⑤フォローアップセミナー 3回 ・女子生徒の進路選択支援事業 事業名:「リケジョに学ぶ 理系で拓く私の道」 7月6日 35名 ・条例10周年事業 事業名:条例10周年「これまでの10年 これからの10年」 7月20日 16名 ・人権・同和問題職員研修 講座名:ワーク・ライフ・バランス「日本はなぜ働きづらく産みにくいのか」 9月20日 市職員 200名 ・女性活躍推進・働き方改革講演会 事業名:「サイボウズに学ぶ100人100通りの働き方」 1月17日 78名 ・ジェンダーに関する学習会 事業名:映画「火火」上映会・神山清子さんを迎えて 2月1日 600名	次世代育成男女共同参画事業については、令和元年度からは「性の健康教育」もテーマに追加し、避妊方法も含め具体的な被害防止も呼びかけていくことにしたが、避妊の学習については学校によって慎重な扱いとなっている。 ジェンダーに関する学習会については、テーマによっては参加者が少ない。ジェンダーについての連続講座等深く学習する機会の場を提供していきたい。	次世代育成男女共同参画事業については、令和元年度から「性の健康教育」もテーマに追加したところであり当面事業を継続し、さまざまな学校で利用されるよう周知に努める。ジェンダーに関する学習会についても継続実施する。今後は学習したいと思う市民を増やすため、ラジオ講座・ネット配信等会場に来られない人も学習できるような工夫をし学習会機会の提供に努めたい。	継続
3 男女共同参画に関する情報の収集・提供	市民アンケート調査を定期的の実施し、市民の意識の変化を把握します。	男女共同参画課	・「第3次草津市男女共同参画推進計画(後期計画)」の改定の基礎調査として、男女共同参画に関するアンケート調査を行う。 ・市民意識調査の分析結果(前年比4.0ポイント増)を踏まえ、男女共同参画事業を進める。目標24%	・「第3次草津市男女共同参画推進計画(後期計画)」の改定の基礎調査として、男女共同参画に関するアンケート調査を行った。 対象:本市在住の満20歳以上の3,000人 時期:令和元年9月 回答:有効回答数888件、有効回答率29.6% 報告書:概要版・報告書の作成 ・令和元年度市民意識調査「男女共同参画が進んでいると思う市民の割合」は17.9%	市民意識調査や草津市男女共同参画についてのアンケートを実施することで現状を把握できた。結果をいかに事業に反映させていくかが今後の課題。	継続して市民意識調査を行うとともに、事業参加者へのアンケートを実施する等、市民の意識の把握に努める。	継続
	男女共同参画に関する文献・啓発素材等の収集・活用を図ります。	男女共同参画課	・男女共同参画に関連する文書の収集や整理を行い、収集した情報を基に市民へ情報提供し啓発に努める。	HP・広報くさつで啓発	収集した情報を活用し、啓発紙に掲載したり広報くさつで特集記事を掲載する等活用したが、人員に限りがあり活用しきれない面もある。	継続して男女共同参画に関連する文書の収集や整理を行い、収集した情報を基に市民へ情報提供し啓発に努める。	
	男女共同参画に関する図書について適切な収集・整理を行い、市民等に提供します。	図書館 南草津図書館	・男女共同参画・ジェンダー等に関連する図書を収集し、貸出やレファレンスサービス、展示等で情報提供を引き続き行う。	・関連する図書の収集・貸出や、図書館だより(新刊案内)等で情報提供を行った。 展示テーマ「SDGs」の際に関連本として展示を行った。 ・購入実績70冊(2020.3.13現在)	展示に工夫をするなど、来館者への情報提供を積極的に行う必要がある。	引き続き関連する図書の収集・貸出を行うと共に、展示等で情報提供を行ったり、市民講座のテーマに取り上げるなど企画していきたい。	

施策	具体的な内容	担当課	令和元年度 事業計画	令和元年度 事業実績	5年間の実績を踏まえた課題	今後の方向性	第4次計画における 施策の方向性 (事務局案)
4 男女共同参画の視点による表現媒体の点検	男女共同参画の視点に立ち、広報・ホームページ等の点検を行います。	広報課	・不適切な表現がないか、男女共同参画の視点に立ち、広報くさつの作成や市ホームページの確認を行う。	・広報くさつ(年間全22号)の作成時及び、市ホームページの投稿時において、不適切な表現がないか、男女共同参画の視点に立ち、点検を行った。	常に時代に応じた点検が必要になる。	不適切な表現がないか、時代に応じた男女共同参画の視点に立ち、広報くさつの作成や市ホームページの点検を行う。	継続
	屋外広告物について、申請書類や現地確認等により、不適切な表現がないことの確認を行います。	都市計画課	・許可申請書受付時や現地完了検査(20件/月)および是正指導(20件/月)などの外出時に、不適切な表現の広告物がないか確認する。 ・違反広告物簡易除却団体(7団体)の活動時に、上記同様確認を行う。	・許可申請書(R1許可実績:642件)受付時や、現地完了検査(17件/月平均)および是正指導(20件/月平均)などの外出時に、不適切な表現の広告物がないか確認を行った。 ・9月の屋外広告物適正化旬間に集中パトロールおよび申請指導・安全点検啓発を実施し、上記同様確認を行った。	過去5年間については、申請書類審査時や日常的な外出時に加え、適正化旬間中の集中パトロール等で確認を行ってきており、市内に掲出される屋外広告物をチェックする第一機関として、引き続き不適切な表現の広告物を防止する役割が求められる。	引き続き、屋外広告物について申請書類や現地確認等により、不適切な表現がないことの確認を行う。	
5 人権教育の充実	全小中学校において、県が発行する「男女共同参画社会づくり読本」の活用等により、児童・生徒が男女共同参画についての学びを深められるよう、人権教育を実施します。	児童生徒支援課	・県発行の「男女共同参画社会づくり読本」の活用を引き継ぎ推奨するとともに、特別の教科道徳や他教科との学習内容等と関連付けながら、男女共同参画についての授業を実施し、児童・生徒の学びを深める。	男女共同参画にかかる授業実施率 100% (うち男女共同参画社会づくり副読本活用率 95%)	各学校、児童生徒の実態に合わせた学習展開を計画しており、県の副読本の活用が盛り込まれていないことがあったり、使用方法に差があったりする。	男女共同参画についての学習は必ず実施しており、副読本をいつどのように活用するかという意識が重要になってくる。校内での計画的な実施に向けて、推進担当者と管理職への啓発や助言の工夫が必要である。	継続
	主に中高生を対象に、次世代育成事業として、男女共同参画に係る学習会を実施します。	男女共同参画課	・「デートDV防止」に「性の健康教育」のテーマを加えて、中高生を対象とした学習会を実施する。 【再掲】	次世代育成男女共同参画事業 事業名:デートDV防止・性の健康教育 ①令和元年7月8日 松原中学校 3年生 130名 ②令和元年9月26日 草津高校 3年生 230名 【再掲】	令和元年度からは「性の健康」もテーマに追加し、避妊方法も含め具体的な性被害防止も呼びかけていくことにしたが、避妊の学習については学校によって慎重な扱いとなっており、例年、特定の学校が利用する傾向がある。【再掲】	令和元年度から「性の健康」もテーマに追加したところであり当面事業を継続する。さまざまな学校で利用されるよう周知に努める。【再掲】	
6 性の多様性を踏まえた学校教育環境の点検・改善	学校教育環境・内容を点検し、LGBTの人への配慮が必要な点、合理的理由がなく男女の別が残されている状況の改善を図ります。	児童生徒支援課	・学校教育にかかわる環境、内容について、保護者、地域と意見を交流させ、性自認や性的指向という側面から、多様性を尊重し、問題解決に向けた機運を高める。	・滋賀県発行の「性の多様性を考える」リーフレットを活用した研修を行い、教職員の理解を進めた。	研修の成果として、学校の支援体制は進んでいる。	今後も個別に丁寧な関わりをしていく。そのためにも、学校教育にかかわる環境や内容について、多様性を尊重し問題解決に向けた教職員個々の理解はもちろん、学校としてできることを模索し共有していくことが大切になる。	継続
7 教職員研修の充実	男女共同参画意識を高めるため、全小中学校において、教職員研修を実施します。	児童生徒支援課	・人権教育を推進する者として、また、人権尊重の精神を啓発していく者として、これまでから取り組んでいる研修をさらに進める上で、「男女共同参画社会づくり副読本」の指導手引き書を活用する。	滋賀県発行の「男女共同参画社会づくり副読本」だけでなく「性の多様性を考える」リーフレットを活用した研修を行っている。また各学校独自に資料や講師を見つけて研修の機会を設定し、PTA講演会等で性の多様性と共同参画社会について啓発を行った。	男女共同参画意識の向上に特化した研修ではなく、働き方改革におけるワークライフバランスを推進しやすい環境づくりであったり、性の多様性に関する研修の中で意識向上につなげたりしてきた。	今後も「男女共同参画社会づくり副読本」の指導手引き書の活用を推進する。また、職場でのセクハラ防止のため、新聞記事やチェックシート等を用いての研修を実施する。	拡充 (教職員だけでなく市職員においても対象とする。また男女共同参画の推進だけでなくハラスメントに関しても研修をはじめとした意識の醸成を行う方向にする。)

施策	具体的な内容	担当課	令和元年度 事業計画	令和元年度 事業実績	5年間の実績を踏まえた課題	今後の方向性	第4次計画における 施策の方向性 (事務局案)
8 事業者のワーク・ライフ・バランス推進の勸奨	長時間労働の削減や育児・介護支援に係る企業啓発を進めるとともに、従業者が自ら望むワーク・ライフ・バランスを選択できるよう事業者の取り組みを促進します。	男女共同参画課	・女性活躍・ワーク・ライフ・バランスの取り組みを推進するため、先進的な取り組みをしている企業等の講演会を開催する。(市民団体と協働で開催)	女性活躍推進・働き方改革講演会 事業名:「サイボウズに学ぶ100人100通りの働き方」 令和2年1月17日 78名 【再掲】	働き方改革・ワーク・ライフ・バランスの啓発は滋賀県や関係機関でも同様の講演会等が開催されており、学習の機会が増えてきている。ニーズにあった工夫が必要と感じる。	学習会がどうあるべきか、他の方法で啓発していくことも検討していきたい。また、行政においてもワーク・ライフ・バランスについてさらに推進していきたい。	拡充 (男性の育休取得促進等も含めていく。また新たに市職員・教職員においても同様とする施策を設ける。)
		商工観光労政課	・草津市企業同和教育推進協議会が開催する市内事業所向け各種研修会において、企業啓発誌およびワーク・ライフ・バランス推進企業への登録案内チラシの配布を行い、啓発を行う。 ・草津市企業同和教育推進協議会が開催する市内事業所向け各種研修会において、ワーク・ライフ・バランスに関する内容の研修を実施する。	・草津市企業同和教育推進協議会が開催する市内事業所向け各種研修会において、企業啓発誌およびワーク・ライフ・バランス推進企業への登録案内チラシの配布を行い、啓発を行った。 ・労働環境の改善をはじめとする勤労者福祉の向上を図るための指針である「草津市勤労者福祉基本方針」の改訂に向けて取り組んだ。	企業のニーズに合う効果的な啓発方法を検討する必要がある。	企業のニーズを把握しながら効果的な啓発方法を検討する。	
	契約検査課	令和元年度の入札参加資格審査において、滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業への登録と女性技術者雇用を加点項目とする。	令和元年度の入札参加資格審査において、滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業への登録と女性技術者雇用を加点項目として加点しました。	加点項目とすることで企業での推進につながった。	今後についても、同様に実施していく。		
	農業委員会事務局	農業経営者が休日や給与、役割分担等を明確にする「家族経営協定」の普及啓発を行います。	・パンフレットを農業委員に配布、ならびに窓口に設置し、普及啓発を行う。 ・締結希望者の相談に対応する。	・1家族が検討されていたが、協定締結には至らなかった。	・近年では、農業次世代人材投資事業の給付金や農業者年金の国庫補助の要件のために家族経営協定が締結されている。 ・話し合い、家族に合った内容の協定を作成していただくように働きかけることが必要である。	・引き続きパンフレットを窓口に設置し、普及啓発を行う。 ・継続して締結希望者の相談に対応する。	
9 子育て支援の充実「草津市子ども・子育て支援事業計画」の推進	児童育成クラブや病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センターなど、子育て支援の充実を図ります。	子ども・若者政策課	・放課後の居場所づくりと多様な保育ニーズに対応し、仕事と子育ての両立をサポートするため、民設児童育成クラブを募集し、整備を支援するとともに、病児・病後児保育の利用拡大のための周知を行う。	・放課後の居場所づくりと多様な保育ニーズに対応し、仕事と子育ての両立をサポートするため、民設児童育成クラブを募集し、4箇所(内1箇所は定員拡大)を支援し、合わせて病児・病後児保育の利用拡大のための周知を行った。	共働き家庭の増加や保護者の勤務形態の多様化に伴い、保育ニーズが高まっている。子育て世帯を対象に行ったニーズ調査で、仕事と子育てを両立する上で、児童育成クラブの整備が求められている。また、病気やケガをした時に面倒を見てくれる保育サービスが求められている。	・民間による児童育成クラブの整備等も含め、子どもが安心・安全に祖語セル居場所づくりを推進する。 ・病児・病後児保育事業の周知により、既存サービスの活用を促進する。	継続
		子育て相談センター	・仕事と子育ての両立をサポートするため、ファミリー・サポート・センターの制度周知による利用促進に努める。 ・子育て家庭を支援するため、子育て支援拠点施設(ミナクサ☆ひろば)の啓発周知による子育て中の親子の利用促進に努め、保護者の子育ての不安解消につなげる。 ・子育て親子の多様なニーズに対応し、子育て支援の充実を図るため、「(仮称)市民総合交流センター」に子育て支援拠点施設を開設する準備に取り組む。	・仕事と子育ての両立をサポートするため、町内会回覧等を利用し、ファミリー・サポート・センターの制度周知による利用促進に努めた。 ・子育て家庭を支援するため、市内7か所の子育て支援施設を運営し、子どもとその保護者の交流の場の提供や子育て相談の実施、子育てに関する情報発信などを充実させることで、保護者の子育ての不安解消につなげた。 ・子育て親子の多様なニーズに対応し、子育て支援の充実を図るため、「(仮称)市民総合交流センター」に子育て支援拠点施設を開設する準備に取り組んだ。	ファミリー・サポート・センターにおいて、依頼会員数に比べて提供会員数が少ないことから、更なる積極的な啓発を図る必要がある。	ファミリー・サポート・センターの積極的な周知を実施し、提供会員数の増加に努めていきたい。	

施策	具体的な内容	担当課	令和元年度 事業計画	令和元年度 事業実績	5年間の実績を踏まえた課題	今後の方向性	第4次計画における 施策の方向性 (事務局案)
	待機児童の解消に向けて、認定こども園や小規模保育施設等の整備を進めます。	幼児施設課	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)玉川認定こども園整備2期工事を実施する。 ・(仮称)常盤認定こども園整備工事を実施する。 ・(仮称)老上認定こども園および(仮称)笠縫認定こども園に係る実施設計を行う。 ・小規模保育施設を2施設整備する。 ・公募により採択した事業者の施設整備を支援し、引き続き運営事業者の公募を行う。 ・既存私立認可保育所の認定こども園化にかかる支援を行う。 ・認可外保育施設の認可化に係る支援を行う。 ・既存私立認可保育所の定員増に係る支援を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)玉川認定こども園整備2期工事を実施した。 ・(仮称)常盤認定こども園整備工事を実施した。 ・(仮称)老上認定こども園および(仮称)笠縫認定こども園に係る実施設計を行った。 ・小規模保育施設を4施設整備した。 ・公募により採択した1施設の私立認可保育所の施設整備を支援するとともに、新たに私立認可保育所の運営事業者の公募を行い、4施設の採択を行った。 ・既存私立認可保育所の認定こども園化にかかる支援を行った。 ・認可外保育施設の認可化に係る支援を行った。 ・既存私立認可保育所の定員増に係る支援を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・需要量の推移を見極めながら、幼保一体化(認定こども園化)と合わせ定員増や小規模保育事業の整備、認可外保育施設の認可化移行等を行ってきたが、さらなる保育需要に対応する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度から5年間の計画期間である「第二期子ども子育て支援事業計画」に基づき、さらなる保育需要に対応するための確保方策を進め、待機児童の解消を図る。 	
10 ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭に対する相談対応や児童扶養手当の支給など、自立生活に向けた支援を行います。	子ども家庭課	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭に対して児童扶養手当を支給し、母子・父子自立支援員による相談対応や支援制度の利用を勧め、自立に向けた支援を行う。 また、「子どもの居場所」については対象者に生活困窮世帯等の中学生を加えるとともに2か所目を設置し、さらに参加しやすい環境を整える。 	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭の福祉の向上のため、所得制限に満たない家庭に対して、児童扶養手当を支給し、母子・父子自立支援員による就労や貸付などの自立に向けた相談に応じた。 また、「子どもの居場所」については、ひとり親家庭に加え、生活困窮世帯等の中学生にまで対象者を広げるとともに、2か所目を設置し、事業の拡充を図った。 ・児童扶養手当 428,749千円 ・相談件数 延べ2,028件 ・子どもの居場所 75回開催 	<ul style="list-style-type: none"> 母子・父子自立支援員2名によるひとり親家庭の相談支援を行っているが、社会の変化に応じて、ひとり親家庭の支援ニーズは多様化、複雑化してきており、支援員の資質の向上や相談体制の充実が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> これまでの相談・支援のさらなる充実のため、各種制度の積極的な情報提供や関係課(機関)との連携の強化による、包括的な相談体制の充実を図り、引き続き、ひとり親家庭の自立に向けた支援を行う。 また「子どもの居場所」については、運営状況やニーズを踏まえて、今後のあり方を検討していく。 	継続
	ひとり親家庭の医療費の自己負担分の全部または一部について助成します。	保険年金課	<ul style="list-style-type: none"> 引続きひとり親家庭の医療費の自己負担分の全部または一部の助成をします。 ・助成件数 23,656件 ・予算額 78,970千円 	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭の医療費の自己負担分の全部または一部の助成をしました。 ・助成件数 25,529件 ・実績額 73,266千円 	<ul style="list-style-type: none"> 過去5年の年間平均は以下のとおり ・助成件数 24,459件 ・実績額 71,582千円 今後もひとり親家庭への支援のため、制度周知の徹底が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども家庭課等の相談・支援窓口と連携し、対象者への制度周知に努める。 	
11 高齢・障害福祉サービスの充実 「草津あんしんいきいきプラン」 「草津市障害者計画・障害福祉計画」の推進	高齢福祉サービスの適切な運用を図ります。	長寿いきがい課	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が男女の尊厳を保ち、可能な限り自立して生活できるよう、各種サービスによる支援を行う。また、「参加」「活動」に重点を置いた介護予防の推進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防・日常生活支援総合事業を実施し、多様なサービスの展開を図りました。 また、住民主体による介護予防が展開されるよう、いきいき百歳体操等の活動団体への支援を行いました。 ○いきいき百歳体操 新規立ち上げ件数:5団体 延べ団体数: 122団体 延べ登録者数 2,452人 ○口からこんにちは体操 新規立ち上げ件数:8団体 延べ団体数: 96団体 延べ登録者数 2,016人 	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防・日常生活支援総合事業における住民主体型サービスについては、担い手となる人材が少なくなっている。 また、いきいき百歳体操団体数は増加傾向であるが、その一方で延べ登録者数は横ばいであり、新規参加者が増えないことや担い手不足により、中止される団体もある。 	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防・日常生活支援総合事業における住民主体型サービスの担い手を増やすため、担い手養成講座の開催について見直しを行う。 また、いきいき百歳体操団体の新規参加者への出前講座や、担い手となる介護予防サポーター養成講座の周知等の見直しを行う。 	継続
	地域密着型サービスの整備など、介護保険サービスの充実と制度の適正運用を図ります。	介護保険課	<ul style="list-style-type: none"> ・実地指導や集団指導、ケアプラン点検等を通じて介護保険制度の適正運用に努め、介護離職の減少をすすめる。 	<ul style="list-style-type: none"> 実地指導を32件実施、集団指導を1回実施、ケアプラン点検61件実施し、介護保険の適正運用を図る中で介護離職の減少を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 市が管轄する事業所の数が当初の約3倍となっており、実地指導を実施するペースを維持することが厳しくなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 実地指導や集団指導、ケアプラン点検等を通じて介護保険制度の適正運用に努め、介護離職の減少をすすめる。 	
	障害福祉サービスの充実と制度の適正運用に努めます。	障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・介護者の負担軽減や就労機会の確保を図るため、短期入所や日中一時支援など必要なサービスの提供を行う。 短期入所/105人、延べ日数315日/月、日中一時/134人 	<ul style="list-style-type: none"> 介護者の負担軽減や就労機会の確保を図るため、短期入所や日中一時支援など必要なサービスの提供を行いました。 短期入所/121人、延べ日数283日/月 日中一時/160人 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者数は短期入所と日中一時支援どちらも増加しているものの、短期入所の延べ日数が減少しており、必要な人が利用できるよう、引き続き社会資源の確保が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 介護者の負担軽減や就労機会の確保を図るため、短期入所や日中一時支援など必要なサービスの提供を行う。 	

施策	具体的な内容	担当課	令和元年度 事業計画	令和元年度 事業実績	5年間の実績を踏まえた課題	今後の方向性	第4次計画における 施策の方向性 (事務局案)
12 DVの 防止に向けた啓発の充 実	暴力の根絶に向け、「DV・デートDV」「ストーリーカード」といった事象や法制度についての情報提供と意識啓発を広く行います。	男女共同参画課	・男女共同参画啓発紙「みんなで一步」(年間2回発行)やホームページによる意識啓発を行う。 【再掲】	・啓発紙「みんなで一步」の発行2回(10月、2月)5,500部(町内会回覧約3,500部、市内事業所約333部、公共施設約1,000部、残りはイベント等で配布) ・市HPや庁内放送、JR南草津駅前電光文字掲示板などで啓発	「みんなで一步」は町内会回覧、市内事業所、公共施設等への配布をしているが、昨年度実施の市民意識調査(人権センター実施)では、「みんなで一步」を「いつも読んでいる」4.3%、「時々読んでいる」17.9%、「読んだことがない」70%と読んでいる人が少ない。特に20歳代で「読んだことがない」93.7%と、若い世代に読まれていないことがわかった。 【再掲】	若い世代も含め、多くの市民に読まれる啓発紙にするため工夫が必要。スマートフォンで簡単に見られるようにするなどの検討をしていきたい。 【再掲】	継続 (DV対策にまとめる。)
	主に中高生を対象に、「デートDV防止」をテーマとした学習会を実施し、若年層に向けた啓発を図ります。	男女共同参画課	・「デートDV防止」に「性の健康教育」のテーマを加えて、中高生を対象とした学習会を実施する。 【再掲】	次世代育成男女共同参画事業 事業名:デートDV防止・性の健康教育 ①令和元年7月8日 松原中学校 3年生 130名 ②令和元年9月26日 草津高校 3年生 230名 【再掲】	令和元年度からは「性の健康」もテーマに追加し、避妊方法も含め具体的な女性被害防止も呼びかけていくことにしたが、避妊の学習については学校によって慎重な扱いとなっている。【再掲】 例年、特定の学校が利用する傾向がある。	令和元年度から「性の健康」もテーマに追加したところであり当面事業を継続する。さまざまな学校で利用されるよう周知に努める。 【再掲】	
13 相談 体制の充 実	被害がある・疑われる場合の相談窓口について、気軽に安心して頼ることができるよう図るとともに、そのアクセス性を高めます。	男女共同参画課	DV相談をはじめ女性一般相談ができる総合相談窓口を設置し、相談に応じるとともに、関係課、関係機関と連携を図る。また、相談窓口の周知を行う。	相談件数:160件	広報くさつに相談窓口の案内を毎月掲載したことで、相談件数は増加している。DV相談、家族に関する相談が多い。 カウンセリング等の専門相談やSNSを使った相談を望む声が多い。	(仮称)男女共同参画センターの設置にあたり、カウンセリングなどの専門相談日を設定することも考えていきたい。SNSを使った相談については他市の事例を研究していく。また、相談時の一時保育も検討していきたい。	拡充 (女性の総合相談窓口として活躍における相談等も含める。また相談体制と併せて周知も強化させていく。)
	家庭児童相談室	・専門職(社会福祉士、保健師)の増員と合わせ家庭相談員8名を配置し、被害者の心情に寄り添った相談対応と関係機関連携による支援を行う。	・社会福祉士2名、保健師1名、家庭相談員8名を配置し、相談者の心情に寄り添った相談対応と関係機関連携による支援を行った。 家庭児童相談件数:1,899件	複雑化、多様化する相談ケースに対応していくための連携体制の強化、スキルアップが必要。	引き続き、相談者に寄り添った相談対応と関係機関連携による支援を行う。		
	人権センター	・人権相談員による常設相談(火～土曜日) ・弁護士による相談(要予約)月1回 ・人権擁護委員による相談週1回(月曜日) ・関係機関との連携に努める。	・人権相談員による常設相談(火～土曜日) ・弁護士による相談(要予約)月1回 ・人権擁護委員による相談週1回(月曜日) ・関係機関との連携に努める。 常設人権相談員 60件 人権擁護委員による相談 18件 弁護士による相談 3件 計81件 ・関係機関との連携を図った。	LGBTについての相談がつながるよう周知が必要	・人権相談員による常設相談(火～土曜日)・ 弁護士による相談(要予約)月1回・人権擁護委員による相談週1回(月曜日)を継続する。 ・関係機関との連携に努める。		
	来談者の状況に適正に応じられるよう、相談員の複数配置を図るとともに、資質向上のための研修機会を充実させます。	男女共同参画課	・女性の総合相談窓口として、引き続き相談員を配置するとともに、相談員の質の向上を図るため、各種研修会に参加する。	女性の総合相談窓口として相談員を常時配置するとともに、相談員の質の向上のための研修会に参加した。 ①相談員スキルアップ講座 2回 ②女性相談実務担当職員研修会 1回	専門の相談員の増員には至っていない。	(仮称)男女共同参画センターの設置にあたり、カウンセリング等の専門相談を設置することを検討していきたい。また、継続して相談員の質の向上を図るため、各種研修会に参加する。	
	家庭児童相談室	・相談員の複数対応を実施し、DV関連の各種研修にも積極的に参加し、相談員の対応能力の向上に努める。 【参加した主な研修】 児童福祉司任用前講習会 DV相談員スキルアップ研修	・相談員の複数対応を実施し、DV関連の各種研修にも積極的に参加し、相談員の対応能力の向上に努める。 【参加した主な研修】 児童福祉司任用前講習会 DV相談員スキルアップ研修	緊急対応などにより予定していた研修が受けられないことがある。	必要な学習機会を確保できるよう、業務の調整を行い、研修への積極的参加を促す。		
人権センター	・資質向上のための研修機会は、情報を利用し積極的に参加する。	・資質向上のための研修機会は、情報を利用し積極的に参加する。	・資質向上のための研修機会は、情報を利用し積極的に参加した。 滋賀県人権相談ネットワーク協議会等が開催する研修会・講習会へ参加した。(研修会2回参加)	相談内容の多様化・複雑化を踏まえ、相談員の複数配置(男女)等、今後検討が必要である。	資質向上のための研修会等に積極的に参加する。		

施策	具体的な内容	担当課	令和元年度 事業計画	令和元年度 事業実績	5年間の実績を踏まえた課題	今後の方向性	第4次計画における 施策の方向性 (事務局案)
14 被害者の安全確保と自立支援の充実	母子生活支援施設など既存の施設や制度を活用しつつ、被害者の保護と自立支援を行います。	男女共同参画課	・相談の状況に応じ、家庭児童相談室と連携し、滋賀県配偶者暴力相談支援センターにつなげるなど、保護とその後の自立に向けた支援を行う。	・家庭児童相談室につないだ 1件 ・生活支援課につないだ 1件	(仮称)男女共同参画センターに移行後は本庁舎と場所が離れることから、関係課との連携を積極的に行う必要がある。	引き続き、家庭児童相談室と連携し、滋賀県配偶者暴力相談支援センターにつなげるなど、保護とその後の自立に向けた支援を行う。また、DVだけでなく様々な困難を抱える女性の相談と支援を実施していきたい。	継続 (DV対策としてまとめる。)
		子ども家庭課 家庭児童相談室	・被害者の状況に応じて、母子生活支援施設への入所を検討し、保護とその後の自立に向けた支援を行う。	・被害者の状況に応じて、母子生活支援施設の活用やDV支援措置証明の発行など、必要な支援に繋がった。	被害者の状況を十分把握したうえで、関係課(機関)と連携しながら、被害者の安全確保と自立に向けた慎重な対応が必要である。	引き続き、被害者の状況に応じた必要かつ適切な支援を行う。	
15 関係機関との連携強化	被害者への支援にあたり、様々な社会資源や専門的見識が活用できるよう、庁内の連絡体制の強化を図ります。	男女共同参画課	・関係課や関係機関との情報交換を行うとともに、必要に応じ支援内容について協議し、適切な支援を行う。	必要に応じて情報共有した。	(仮称)男女共同参画センターに移行後は本庁舎と場所が離れることから、関係課との連携を積極的に行う必要がある。 【再掲】	(仮称)男女共同参画センターに移行後の関係課との連携について、定期的に会議を行うなどをする。	拡充 (様々な困難を抱える女性の相談対応と関係機関との連携を図る。)
		家庭児童相談室	・要保護児童対策地域協議会において、男女共同参画課、警察、中央子ども家庭相談センター、その他関係機関と連携し、情報を共有するとともに、支援内容について協議を行う。	各種の会議を開催し、各関係機関と支援内容について協議および情報の共有を行った。 ①要保護児童対策地域協議会 代表者会議:2回開催 実務者会議:11回開催 ②個別ケース検討会議:188件	個別ケース検討会議等により、問題点や支援の方向性を共有しケース対応につなげた。ケースにより幅広い支援者の会議参加が必要となるが、守秘義務を徹底しながらも効果的な会議運営が必要。	引き続き、関係団体との連携を深め支援に取り組んでいく。	
	男女共同参画課	・関係課や関係機関との連携が図れるよう、日頃から情報交換や必要に応じて協議を行うとともに、関係機関が実施する研修に参加する。	定期的に関係課や関係機関と情報交換を行うとともに、関係課との会議や研修会に参加した。 ①相談員スキルアップ講座 2回 ②女性相談実務担当職員研修会 1回 ③市町等DV対策担当者・男女共同参画担当者連絡会議 1回 ④要保護児童対策地域協議会 2回 ⑤子どもへの虐待・DV対応マニュアル見直し検討会 2回 ⑥草津市人とくらしのサポートセンター運営会議 1回 ⑦市町DV対策担当者連絡会議 1回 ⑧草津市自殺対策関係課会議 2回	(仮称)男女共同参画センターに移行後は本庁舎と場所が離れることから、関係課との連携を積極的に行う必要がある。 【再掲】	(仮称)男女共同参画センターに移行後の関係課との連携について、定期的に会議を行うなどをする。 【再掲】		
	家庭児童相談室	・男女共同参画課、警察、中央子ども家庭相談センター、その他関係機関と連携し、被害者およびその児童の安全を確保できるよう、連絡をとり、ち密な対応に努める。	・男女共同参画課、警察、中央子ども家庭相談センター、その他関係機関と連携し、被害者およびその児童の安全を確保できるよう、連絡をとり、ち密な対応に努めた。	緊急一時保護の調整など、警察・中央子ども家庭相談センターと連携し被害者およびその児童の安全確保が図れた。保護希望者の疾病などにより、シェルター受入れが困難となる場合、対応に苦慮することがあった。	引き続き、関係団体との連携を深め支援に取り組んでいく。		

施策	具体的な内容	担当課	令和元年度 事業計画	令和元年度 事業実績	5年間の実績を踏まえた課題	今後の方向性	第4次計画における 施策の方向性 (事務局案)
16 性教育の充実	保護者等の理解を醸成しつつ、幼児期から性教育を実施し、子どもの発達段階に応じて、性・生殖や性感染症(STD)についての正しい知識の普及を図ります。	幼児課	<ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりの生き方や人権が尊重し、子ども、保護者、職員の意識が高まるような学習の機会を確保する。 健康診断を実施し、自分の体や健康に関心を持ち、大切にしようとする心や実践力を育てる。 絵本やお話しを通して、生まれてきた喜びや命の大切さを学ぶ機会を設け、自尊感情を高まるようにする。 一人ひとりの違いを認め合うことの大切さを日々の保育や家庭で感じられるように働きかける。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者会やPTAと連携し、人権研修の開催や、子どもたちへの人権集会を行うなど人権感覚が高まるような取組を行った。 自分の体や健康に興味をもてるように、幼稚園では、養護教諭による手洗いうがいの指導、保育所では、各担任より保健指導を実施した。 毎日の保育の中で、絵本の読み聞かせを行い、友だち同士のつながりなどを感じられるような働きかけをした。 クラスだよりや毎日の送り迎えなどを通して、一人ひとりのちがいを認め合うことの大切さを保護者に知らせた。 	<ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりの生き方や人権が尊重できるよう、子ども、保護者、職員の意識が高まるような学習の機会を確保する必要がある。 健康診断を実施し、自分の体や健康に関心を持ち、大切にしようとする心や実践力を育てる必要がある。 絵本やお話しを通して、生まれてきた喜びや命の大切さ、つながりを学ぶ機会を設け、自尊感情が高まるようにする必要がある。 ちがいを認め合うことの大切さを日々の保育や家庭でのふれあいの中で感じられるように働きかける必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりの生き方や人権を尊重し、子ども、保護者、職員の意識が高まるような学習の機会を確保する。 健康診断を実施し、自分の体や健康に関心を持ち、大切にしようとする心や実践力を育てる。 絵本やお話しを通して、生まれてきた喜びや命の大切さを学ぶ機会を設け、自尊感情が高まるようにする。 一人ひとりの違いを認め合うことの大切さを日々の保育や家庭で感じられるように働きかける。 クラスだより等を通して、一人ひとりの違いを認め合うことの大切さを保護者に知らせていく。 	拡充 (リプロダクティブヘルツライツも含める。)
		児童生徒支援課	<ul style="list-style-type: none"> 学習指導要領に基づく各小中学校の教育課程において、児童生徒の発達段階に応じた性に関する指導を、年間を通じて計画的に行う。 	小中学校の発達の段階に応じて、体の発育・発達の一般的な現象や個人差、思春期の体の変化等の正しい知識とともに、心と体が相互に影響しあうこと等を複数の教科で関連付けて学習している。	保護者等の理解を醸成するという点では、より保護者への発信を工夫する必要がある。	新学習指導要領に基づいて、教科横断的な学習を計画し、より総合的で深い学びをめざす。	
		男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> 「デートDV防止」に「性の健康教育」のテーマを加えて、中高生を対象とした学習会を実施する。 【再掲】 	次世代育成男女共同参画事業 事業名：デートDV防止・性の健康教育 ①令和元年7月8日 松原中学校 3年生 130名 ②令和元年9月26日 草津高校 3年生 230名 【再掲】	次世代育成男女共同参画事業については、令和元年度からは「性の健康」(性教育)もテーマに追加し、避妊方法も含め具体的な性被害防止も呼びかけていくことにしたが、避妊の学習については学校によって慎重な扱いとなっている。 【再掲】	次世代育成男女共同参画事業については、令和元年度から「性の健康」(性教育)もテーマに追加したところであり当面事業を継続する。さまざまな学校で利用されるよう周知に努める。【再掲】	
17 性・ジェンダーを踏まえた健康づくりの支援	子宮頸がん・乳がん検診等の受診勧奨を図るとともに、性を踏まえた健康づくりの相談・支援を行います。	健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> 女性特有の子宮頸がん・乳がん検診について、国が示す対象枠より拡大して無料クーポン券を配布し、受診者の増加を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆子宮頸がん検診受診者 4,157名(H30:3,085名)受診率13.4% うち、クーポン利用者878名(H30:1,047) ◆乳がん検診受診者 2,521名(H30:2,148名)受診率12.0% うち、クーポン利用者935名(H30:1,049名) 	無料クーポン券の拡充や個別勧奨することで、受診者数の増加を図ることができた。 毎年同じ形式・内容にしていると受診者数が伸び悩むため、様々な勧奨を試して効果を分析し、より効果的な勧奨方法を検討していく必要がある。	勧奨通知による受診効果の分析を行い、効果的な勧奨方法を検討する。	継続
		健康増進課	「健康くさつ21(第2次)」および「食育推進計画」に基づき、様々な関係団体と連携し、健康づくりや食育の推進に取り組みます。 ①生活習慣に関する啓発 ②健康づくりのきっかけづくり ③たばこ対策 ④食育推進事業	①生活習慣に関する啓発 【食と運動のカラダまるごとはかるでー】 3回 延2,617人 ②健康づくりのきっかけづくり 【健康ポイント制度参加人数】2,219人 ③たばこ対策 【禁煙チャレンジ事業】1事業所1名達成 ④食育推進事業 クックパッド掲載レシピ数 85レシピ ベジランチ参加飲食店 29店舗	健康づくりに関心が低いとされている年代を中心に健康づくりや食育の啓発を引き続き行っていく必要がある。	引き続き、様々な関係団体と連携し、健康づくりや食育の推進に取り組んでいく。	
18 セクハラ対策の推進	セクハラ等の防止に向けて、出前講座等による啓発を行うとともに、相談窓口の周知など、情報提供に努めます。	男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ出前講座を行うとともに、啓発紙等を通して啓発を図る。また、総合相談窓口で相談に応じるとともに、窓口の周知を行う。 	セクハラ等の防止に関する出前講座の依頼がなかった。	市民からの出前講座の依頼件数が少なく、周知が必要。	引き続き、セクハラ等の防止に向けて、出前講座等による啓発を行うとともに、相談窓口の周知など、情報提供に努める。	拡充 (性暴力・ストーカ行為の防止も含める。)

施策	具体的な内容	担当課	令和元年度 事業計画	令和元年度 事業実績	5年間の実績を踏まえた課題	今後の方向性	第4次計画における 施策の方向性 (事務局案)
19 性の多様性を踏まえた行政事務の実施	LGBT当事者への相談対応を進めます。	人権センター 男女共同参画課	・LGBTに関する情報収集をするとともに、総合相談窓口において関係課と連携を図り相談対応する。	LGBTに関する相談はありませんでした。	LGBT相談窓口の周知と相談員の体制強化が必要である。	LGBTに関する情報収集をするとともに、総合相談窓口において関係課と連携を図り相談対応する。	継続
	LGBTに対する差別や偏見をなくすよう意識啓発を進めます。	人権センター 男女共同参画課	・LGBTに関する情報収集を行うとともに、広報くさつ、ホームページ等で啓発する。	・(人セ)8月2日人権セミナー(第3回)において、「LGBT」をテーマに開催した。(受講者35名) ・(人セ)広報くさつ「差別のない明るい社会」に掲載 ・(人セ)また、第32回いのち・愛・人権のつどい(9/23)において、さまざまな人権についての啓発パネル展の中でLGBTの啓発パネルを掲示し啓発を行った。 ・(人セ)LGBTに関する小冊子を作成し、学習会等の教材として提供した。	LGBTに関する相談がないことが課題	LGBTに関する情報収集を行うとともに、広報くさつ、ホームページ等での啓発を継続する。	
	行政事務において、性の多様性への配慮が必要な点について精査し、対応について検討します。	人権政策課 人権センター 男女共同参画課	LGBTに関する情報収集を行い、必要な配慮等について関係課との協議を行う。	・(人セ)セミナーやつどい等のアンケート項目において、性別欄を自由記述にするなどの配慮を行った。 ・(人政)庁内における申請書等の性別記載欄の調査を実施し、性別記載欄が不要なものは削除、性別記載が必要なものは記載方法の見直しを行った。	(人セ)(人政)LGBTに関する必要な配慮等については、庁内の様々な所属に関わりがあるため、対応については関係課と連携し、進める必要がある。	・(人セ)(人政)LGBTに関する情報収集を行い、必要な配慮等について関係課との協議を行い、対応する。	
20 コミュニティ活動における男女共同参画の促進	まちづくり協議会、町内会などの地縁コミュニティや、NPO、ボランティアなどの活動において、男女共同参画を促進します。	まちづくり協働課	・地域コミュニティの一つであるまちづくり協議会の催事や、地域情報誌等で女性参画の促進等のきっかけになるような周知・啓発等について取り組んでいく。	まちづくり協議会からの各種審議会等への参画依頼について、男女共同参画の観点から、積極的に女性を登用いただくよう依頼した。	町内会やまちづくり協議会等における女性の参画割合が低いことは課題であるが、男女問わず、役員の担い手・なり手が不足していることがさらに深刻な問題となっている。	男女問わず、役員の担い手・なり手を確保する対策を取っていくことが喫緊の課題である。そのための効果的な手法等について、地域の意見を聞きながら検討を進めていく。	継続
		男女共同参画課	・地域活動における男女共同参画について啓発紙や広報に掲載するなど啓発する。	発紙「みんなで一歩」で農業に従事している女性を取材し、啓発紙に記載し啓発を図った。	まちづくり協議会役員や町内会役員に女性の割合が少ないことが課題となっている。	町内会等地域コミュニティで男女共同参画に取り組んでいる事例などを紹介する等啓発の方法を検討する。	
	町内会等への出前講座を実施するなど、地域のしきたりや慣習を見直すための啓発を行います。	男女共同参画課	・引き続き「みんなでトーク」のテーマとして、男女共同参画を揚げ、町内会への出前講座を実施するとともに、啓発紙等での男女共同参画の啓発を図る。	町内会等への出前講座依頼 0件	まちづくり協議会役員や町内会役員に女性の割合が少ないことが課題となっている。また、市民からの出前講座の依頼件数が少なく、周知が必要。【再掲】	町内会等地域コミュニティで男女共同参画に取り組んでいる事例などを紹介する等啓発の方法を検討する。【再掲】	
21 地域防災における男女共同参画の推進	自主防災組織や避難所運営において、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違いなど、男女双方の視点による適切な配慮を図ります。	危機管理課	・女性消防隊員に福祉共済への加入を薦める。また、市総合防災訓練や各地域で行われる防災講座の場にて、HUG訓練等を通じ、避難所運営における女性の参画への意識向上を図る。	・女性のみで構成されている自衛消防隊に福祉共済への加入を薦め、加入に至った。また、市総合防災訓練や各地域で行われたHUG訓練や防災講座において避難所運営における女性の参画についての意識向上を図ることができた。 ・防災会議の委員に女性団体枠を設け、委嘱したことにより、防災会議の中で避難所に係る女性の視点からの意見をいただき、議論ができた。	女性の参画割合は増えてきているものの、依然として、割合は全体の2~3割程度に留まっており、更なる参画を図ることが課題となっている。	自主防災組織や各種防災訓練等への女性の参画が増えるよう呼びかけや啓発を行う。	継続
22 男女共同参画推進団体の育成	(仮称)男女共同参画センターの開設に向けて、その活動母体となる推進団体を育成します。	男女共同参画課	・引き続き運営・業務等の検討のため、男女共同参画市民会議い〜ぶんとともに、ワークショップ等を開催し、オープンに向け団体の育成を図る。	くさつ男女共同参画市民会議い〜ぶんの運営を支援した。	市民団体の会員が増えないこと等、担い手不足が課題となっている。	男女共同参画に関心を持つ市民を増やしていくとともに、男女共同参画リーダー育成事業等でリーダーの育成に努めていく。また、行政と市民団体の協働による事業推進を図ってきたい。	拡充 (団体間の連携や協働も含む。)

施策	具体的な内容	担当課	令和元年度 事業計画	令和元年度 事業実績	5年間の実績を踏まえた課題	今後の方向性	第4次計画における 施策の方向性 (事務局案)
23 (仮称)男女共同参画推進センターの開設	平成31(2019)年度開設予定の「(仮称)市民総合交流センター」内に、「(仮称)草津市男女共同参画推進センター」の設置を推進します。	男女共同参画課	・引き続き(仮称)市民総合交流センターの担当部局との調整・協議を行う。 ・市民団体とともにセンターオープンに向けたワークショップを開催し、業務等の検討を行う。 【再掲】	引き続き(仮称)市民総合交流センターの担当部局との調整・協議を行った。	センターの設置が実現する。今後は運営について検討する必要がある	令和3年度にOPENするセンターにおける運営や事業について検討していく。	廃止
24 女性の活躍推進に向けた気運の醸成	事業主に対し、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・推進に向けた働きかけを行います。	男女共同参画課	・女性活躍応援会議の事業として、女性活躍・ワーク・ライフ・バランスの取り組みを推進するため、先進的な取り組みをしている企業等の講演会を開催する。(市民団体と共催 対象:一般市民、市内事業所、令和2年1月17日(金)開催予定)	女性活躍推進・働き方改革講演会 事業名:「サイボウズに学ぶ100人100通りの働き方」 令和2年1月17日 78名 【再掲】	女性活躍推進法の改正により、101人以上の事業所においては、一般事業主行動計画の策定対象となったため、今後も啓発が必要。	一般事業主行動計画の策定について事業所へ啓発していく。	継続
		商工観光労政課	・草津市企業同和教育推進協議会が開催する市内事業所向け各種研修会において、企業啓発誌の配布を行い、啓発を行う。	・草津市企業同和教育推進協議会が開催する市内事業所向け各種研修会において、企業啓発誌の配布を行い、啓発を行った。	企業啓発誌の配布により啓発を行ったが、啓発方法が配布のみに留まっている。	企業に対しての効果的な啓発方法を検討する。	
	女性活躍応援会議やフォーラムなどの開催により、働く女性のネットワークづくりを推進します。	男女共同参画課	・女性活躍応援会議の事業として、女性活躍・ワーク・ライフ・バランスの取り組みを推進するため、先進的な取り組みをしている企業等の講演会を開催する。(市民団体と共催 対象:一般市民、市内事業所、令和2年1月17日(金)開催予定) 【再掲】	女性活躍推進・働き方改革講演会 事業名:「サイボウズに学ぶ100人100通りの働き方」 令和2年1月17日 78名 【再掲】	女性活躍推進・働き方改革講演会は開催はできたが、働く女性のネットワークづくりまでは至っていない。	就労する女性を対象とし、多くの人が参加できるような学習会等を企画・開催する等、働く女性がつながるしくみづくりも検討していきたい。	
	男性の育児等への参画促進のため、イクメン・イクボスなどについての啓発を行います。	男女共同参画課	・女性活躍応援会議の事業として、女性活躍・ワーク・ライフ・バランスの取り組みを推進するため、先進的な取り組みをしている企業等の講演会を開催する。(市民団体と共催 対象:一般市民、市内事業所、令和2年1月17日(金)開催予定)	女性活躍推進・働き方改革講演会 事業名:「サイボウズに学ぶ100人100通りの働き方」 令和2年1月17日 78名 【再掲】	男女共同参画に関するアンケート調査で、男性対象の料理、介護、子育て教室の開催の要望が高かった。	令和3年度OPEN予定のセンターでは男性を対象とした料理、介護、子育て教室等の開催も検討し、男性意識の向上も図っていきたい。	
25 女性の活躍における相談窓口の充実	女性の家庭生活や働くことに関する総合相談窓口の設置により、ワンストップ支援体制の充実を図ります。	男女共同参画課	・女性の家庭生活や働くことなどに関する相談窓口を設置し、関係課および関係機関と連携し相談に応じるとともに、窓口の周知を行う。	相談件数:160件【再掲】	家庭児童相談室や他の相談窓口との連携が課題である。	家庭児童相談室や他の相談窓口との連携会議を開催していく。また、様々な困難を抱える女性によりそった相談・支援をしていく。	継続 (事業は継続、項目としては女性の総合相談を含む。)

施策	具体的な内容	担当課	令和元年度 事業計画	令和元年度 事業実績	5年間の実績を踏まえた課題	今後の方向性	第4次計画における 施策の方向性 (事務局案)
<p>26 女性の就業・起業支援</p>	<p>子育てや介護等を理由に離職した女性の再就職や、キャリア形成(職業能力の習得)を支援します。</p>	<p>男女共同参画課</p>	<p>・起業・就労等にチャレンジしたい女性を対象に女性のチャレンジ応援塾を開催し、女性の社会進出を支援する。起業塾・フォローアップ研修・チャレンジショップに加え、ネットワーク構築のための交流会や起業塾修了生が講師となり、自らの起業の体験談を交えた起業のためのミニセミナーを開催する。</p>	<p>女性のチャレンジ応援塾 ①スタートアップミニセミナー 5月29日 6名、7月9日 8月1日 相談者14名・ブース来場者100名・セミナー参加者30名 ②入塾式・交流会 第5期生輝☆業塾入塾式・交流会 43名 ③起業塾 9回(内基本講座6回) 9月13日 20名、9月20日 16名、 9月27日 18名、10月4日 18名、 10月11日 19名、10月15～16日 17名、 10月17日 14名、10月25日 15名、 10月31日 19名 ④チャレンジ事業 2月29日チャレンジショップ 16名 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止 ⑤フォローアップセミナー 3回 12月10日 13名、12月24日 19名 2月7日 20名</p>	<p>平成27年度より実施している事業で、起業塾では1期～5期で91人が参加し70人が卒塾した。このうち23人が起業に結びついている。事業を市民団体「くさつ☆パールプロジェクトチーム」に委託することで、効果的な講座開催やフォローアップとなり参加者から好評を得ている。また、講師、スタッフ、卒塾生とのネットワークが構築されてきた。令和2年度で6年目の事業となり今後の方向性も含め検討していきたい。</p>	<p>市民団体と協議しながら事業の見直しをしていく。</p>	<p>継続</p>
	<p>商工観光労政課</p>	<p>就業資格取得支援補助金の周知を行い、子育てが一段落した再就職を希望する女性等に対して資格取得を奨励し、就労の促進を行う。</p>	<p>就業資格取得支援補助金の周知を行い、子育てが一段落した再就職を希望する女性等に対して資格取得を奨励し、就労の促進を行った。 交付実績:1件</p>	<p>当制度の活用実績は多くない状況であり、再就職にはつながっているが、キャリア形成には至っていない。</p>	<p>これまでの実績等を踏まえて、今後の制度のあり方について検討を行う。</p>		
<p>「女性のチャレンジ応援塾」などの開催と継続的なフォローアップにより、女性の人材育成と社会進出を支援し、地域の活性化を図ります。</p>		<p>男女共同参画課</p>	<p>・起業・就労等にチャレンジしたい女性を対象に女性のチャレンジ応援塾を開催し、女性の社会進出を支援する。起業塾・フォローアップ研修・チャレンジショップに加え、ネットワーク構築のための交流会や起業塾修了生が講師となり、自らの起業の体験談を交えた起業のためのミニセミナーを開催する。 【再掲】</p>	<p>女性のチャレンジ応援塾 ①スタートアップミニセミナー 5月29日 6名、7月9日 8月1日 相談者14名・ブース来場者100名・セミナー参加者30名 ②入塾式・交流会 第5期生輝☆業塾入塾式・交流会 43名 ③起業塾 9回(内基本講座6回) 9月13日 20名、9月20日 16名、 9月27日 18名、10月4日 18名、 10月11日 19名、10月15～16日 17名、 10月17日 14名、10月25日 15名、 10月31日 19名 ④チャレンジ事業 2月29日チャレンジショップ 16名 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止 ⑤フォローアップセミナー 3回 12月10日 13名、12月24日 19名 2月7日 20名</p>	<p>平成27年度より実施している事業で、起業塾では1期～5期で91人が参加し70人が卒塾した。このうち23人が起業に結びついている。事業を市民団体「くさつ☆パールプロジェクトチーム」に委託することで、効果的な講座開催やフォローアップとなり参加者から好評を得ている。また、講師、スタッフ、卒塾生とのネットワークが構築されてきた。しかしながら、令和2年度で6年目の事業となり見直しも必要。 事業委託している市民団体のメンバーが固定化していることから新たなメンバーの加入が望まれる。 【再掲】</p>	<p>令和2年度で市民団体と協議しながら事業の見直しをしていく。 【再掲】</p>	
		<p>商工観光労政課</p>	<p>・コミュニティビジネスや創業コーディネータにより、地域課題の解決に向けた事業や、創業準備の支援を行うと共に、ホームページやSNSを使用し、事業の周知を図る。</p>	<p>・コミュニティビジネス育成費補助金や創業コーディネータ派遣制度により、地域課題の解決に向けた事業や、創業準備の支援を行うと共に、ホームページ等を活用し、事業の周知を図った。 コミュニティビジネス育成費補助金交付実績:1件 創業支援相談人数:23人</p>	<p>コミュニティビジネス育成費補助金については、事業内容や資金面等で継続性等に課題がある相談も多く、ビジネス的手法を用いて持続可能な取組に対して支援を行っていく必要がある。</p>	<p>・創業後も継続して実施していただけるよう創業コーディネータ制度も活用しながら、継続性のある事業へ支援を行う。 ・これまでの実績等を踏まえて、今後の制度のあり方について検討を行う。</p>	

施策	具体的な内容	担当課	令和元年度 事業計画	令和元年度 事業実績	5年間の実績を踏まえた課題	今後の方向性	第4次計画における 施策の方向性 (事務局案)
27 市民活動における女性の活躍推進	男女共同参画推進団体をはじめとする市民活動において、女性リーダーの育成を図ります。	男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> 女性リーダー育成事業の対象となる学習会や研修会を幅広く選定するとともに、積極的な参加を呼びかける。 引き続き(仮称)男女共同参画センターの運営・業務等の検討のため、男女共同参画市民会議い〜ふんとともに、ワークショップ等を開催し、オープンに向け団体の育成を図る。 進路選択の際に、理工・医学系分野の高校や大学、就職を目指す女子が少なく、結果的に女性研究者や技術者の割合が低いことから、実際に活躍している女性から仕事内容等、情報収集できる場をして、女子中高生進路選択支援学習会を開催する。 	女性リーダー育成事業として対象となる学習会や研修会に参加した人への助成を呼びかけたが、申請がなかった。	女性リーダー育成事業について研修対象として日本女性会議等の全国規模の研修会を指定しているが、近年は申込者が少ない。現在活動している市民団体のメンバーが固定化していることから、リーダー育成は重要であり手法の見直しが必要。	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度は男女共同参画センターの開設を控えていることから、センターの利用が図られるよう、団体と一緒に考えていく。 リーダーを育成する他の方法についても検討していく。 	拡充 (市民活動だけでなく政治分野や地域での活躍推進も含む項目と新たに市職員・教職員の女性の活躍推進も項目を設ける。)
28 政策・方針決定の場への女性の参画推進	市民参加条例に基づき、各審議会等における女性委員の割合が40%以上となるよう努めます。	関係各課	<ul style="list-style-type: none"> 各種審議会等の選定にあたり、可能な限り女性委員を確保できるように促すとともに、子育て世代の市民が参画できるよう、託児支援のPRに努め女性委員の割合の引き上げに努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 各種委員会等の委員の選定にあたり、女性委員の確保に努めた結果、女性委員割合は39.3%となった。 	目標である50%を目指し、委嘱機関への協力を求めていく必要がある。	行政職員の意識向上と併せて市民への啓発を継続し目標を目指していく。	継続
		男女共同参画課	男女比率の達成に向け、担当課と協議し、公募委員の推薦や構成委員の見直しを行う。	各課が委員の選定をする際、女性参画率が低い場合にコメントを付す等指導を行った。	目標である50%を目指し継続して各課に参画推進を呼びかける必要がある。	継続して啓発を行う。	
	子育て中の女性の審議会等への参画推進のため、託児支援を実施します。	男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> 託児委託の予算を確保し、子育て世代の市民が審議会等への参画が可能となるように支援する。 	子育て世代の市民が審議会等へ参加できるよう託児支援を行った。 託児回数11回 託児人数11人	託児依頼に関する事務の軽減を図ることで利用が促進された。	引き続き託児支援を実施する。	
	地域における各種団体の運営や方針決定の場への女性の参画を促進します。	男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動における男女共同参画について啓発紙や広報に掲載するなど啓発する。 【再掲】 	男女共同参画啓発紙「みんなで一歩」を年2回(10月、2月)作成し、町内会回覧、市内関係施設、市内事業所への配布およびイベント開催時に配布し啓発を行った。 【再掲】	まちづくり協議会役員や町内会役員に占める女性の割合が少ないことが課題となっている。 【再掲】	町内会等地域コミュニティで男女共同参画に取り組んでいる事例などを紹介する等啓発の方法を検討する。 【再掲】	
		男女共同参画課 総務課	政治分野における男女共同参画推進に基づく、環境整備・啓発等を行う。	啓発紙に掲載する等啓発を行った。 市民団体により政治分野における男女共同参画推進ワークショップ開催を支援した。	継続した啓発が必要である。	継続して啓発を行う。	